

徳島県立城南高等学校における食堂の設置に係る 教育財産使用許可に伴う物件の管理運営に関する細則

1 休業日及び営業時間

(1) 休業日

徳島県立学校規則（昭和33年徳島県教育委員会規則第3号）第8条に規定する休業日。ただし、前記休業日以外に休業しようとするときは、徳島県立城南高等学校長（以下「校長」という。）と協議のうえ決定することができる。

(2) 営業を認める時間

原則、午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

開校日の昼休憩時間帯の12時20分から13時00分までの間は、特別な事情のない限り必ず営業すること。

昼休憩時間以外の時間帯も営業を行うことができるので、学校と協議の上、設定すること。

2 営業内容

(1) 営業は、原則、徳島県立城南高等学校（以下「本校」という。）の生徒及び職員を対象として行うものとする。ただし、校長が認める場合は、この限りでない。

(2) 販売品目及びその価格等については、あらかじめ校長の承認を得るものとする。

3 使用責任者等

(1) 使用者は、責任者及び従業員の名簿（異動があったときを含む。）を校長に届出るとともに、法令に基づく健康診断を受診する等健康管理に努めること。

(2) 火元責任者の配置について、厨房には、常勤の火元責任者を配置し、従業員を含めて防火管理を徹底すること。

4 名義の使用禁止

使用者は、本校の名義又は本校とまぎらわしい名義で物品の仕入れその他一切の営業行為をしてはならない。

5 第3者に係る損害賠償

営業に伴って第3者に損害を与えたときには、使用者が責任と誠意をもって解決するものとする。

6 清掃等

使用物件は日常清掃を怠らず常に清潔にするとともに、生じた残菜等の処理は必ずその日のうちに使用者が行うものとする。

7 衛生管理

法令の遵守並びに保健所等関係機関の指示、校長の指示に従うこと。

8 物品の修理等

- (1) 廉房設備及び無償貸付備品の小修繕（消耗的修繕）は、使用者の負担とする。
- (2) 食堂経営のために要する物品（什器、電球等消耗的物品）は、使用者が負担するものとする。

9 廉房調理器具等の貸付

- (1) 廉房にある備付備品（貸与物品一覧表）について、使用者は調理に必要な物品を借受申請書を提出し、校長が適当と認める場合は、物品貸付契約を締結し借受けすることができる。
- (2) 前項の借受物品の貸付料は無償とする。
- (3) 前項の借受物品の修繕は、原則として学校において行うものとする。ただし、故意または過失による破損等、使用者の責めによると認められる場合は、使用者の負担により修繕するものとする。

10 食器について

昼食等を盛り付ける皿等食器については、使用できるものは無償で貸与する。
ただし、破損した場合の購入については、事業者の負担とする。

11 光熱水費の負担について

- (1) 食堂及び購買の営業にかかる電気料、水道料については、県に対し、1ヶ月又は2ヶ月毎の使用料を定められた納期限内に支払うこととする。
- (2) ガス使用は事業者がガス供給業者と直接契約を結び、ガス料金を支払うこととする。

12 売上状況の報告

校長が必要と認めるときは、使用者に売上状況の報告を求めることができる。

13 学校への協力

学校が企画する行事及び会議については、協力をするものとする。

14 協議

この規則について、定めない事項が生じたときは校長及び使用者は協議して定めるものとする。

別紙

貸与物品一覧表

区分	品名	規格	数量
備品	ガス回転釜	KGHSI-26	1
備品	ガス回転釜	RTA 036GS	1
備品	水切付2槽流し	全ステン 2400×900×800	1
備品	水切付2槽流し	全ステン 1800×800×800	1
備品	食器及び盆返還槽	ステン 1200×800×800	2
備品	ガステーブル	GT-96	1
備品	ガステーブル	UGT-126Z	1
備品	盛付台	全ステン 900×700×800	1
備品	冷凍庫	ダイキンLBFD-4AS	1
備品	配食棚	棚6段スチール 1700×600×1400	1
備品	作業台	全ステン 1600×700×800	1
備品	業務用冷凍冷蔵庫	ホシザキ HRF-120Z	1
	計		13